

島田市立総合医療センター入院セット提供業務仕様書

1 業務名

島田市立総合医療センター入院セット提供業務

2 業務内容

本業務は、島田市立総合医療センター（以下「当院」という。）において入院患者及び家族（以下「利用者」という。）に対して、入院時に必要となる病衣類、タオル、紙おむつ、日用品及び口腔ケア用品等の患者負担となる物品（以下「入院セット」という。）を提供する業務を実施する。

3 履行場所

静岡県島田市野田 1200 番地の 5 島田市立総合医療センター

4 契約期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

ただし、本仕様書に係る業務期間については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。事業者は、契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までを準備期間とし、本業務開始日より支障なく業務を実施できるよう、締結後速やかに業務体制を整え、現事業者からの引継ぎなど必要な準備を行うこと。

5 事業概要等

(1) 業務の概要

ア 本業務は、入院セットの利用者に対し入院セットを提供し、利用案内からその利用料金を請求、徴収するまでの業務全般とする。

イ 本業務は、利用者と事業者間の直接契約により行い、その対価である利用料を事業者が利用者から徴収すること。

ウ 本業務は、当院が指定する場所を使用するものとし、事業に必要な設備等の搬入、設置、撤去、搬出等に係る費用は事業者が負担すること。

(2) 業務内容の種類

ア 利用案内

イ 申込み・契約・変更・解約に係る受付及び記載時の補助

ウ 入院セットの提供・回収等

エ 入院セットの保管・補充及び管理

オ 利用料金の請求及び徴収

カ 利用者からの問い合わせ、相談、苦情対応

(3) 入院セットの構成等

ア 入院セットの構成品の詳細は、「入院セット一覧」（別紙 1）のとおりであるが、以下の

考え方に添って、最適と考えられる提案を行うこと。

イ 入院セットを構成するにあたり基本とする考え方は、以下のとおりである。

入院セットは、病衣と日用品（以下「付帯品」という。）を組み合わせた基本となるセット（以下「病衣セット」という。）、病衣、タオル類と付帯品を組み合わせたセット（以下「病衣タオルセット」という。）、紙おむつ、尿取りパッド等を組み合わせたセット（以下「紙おむつセット」という。）とする。

入院セットの構成にあたっては、以下の3点に配慮した提案を行うこと。

①病衣：利用者が理解しやすく、利用しやすい基本となるプランの他、一泊二日、二泊三日などの短期入院にも対応するプラン

②病衣：緊急入院に対応するプラン

③紙おむつ：パッドの使用頻度に合わせたプラン

(7) 病衣セット

- ・病衣は、利用者の身体状況に応じて選択できるよう、パジャマ・浴衣・介護用つなぎを用意し、複数サイズに対応すること。
- ・付帯品は、病衣セットの利用料金の範囲内で提供すること。

(8) 病衣タオルセット

- ・病衣は、利用者の身体状況に応じて選択できるよう、パジャマ・浴衣・介護用つなぎを用意し、複数サイズに対応すること。
- ・タオル類は、バスタオルとフェイスタオルで構成すること。
- ・付帯品は、病衣タオルセットの利用料金の範囲内で提供すること。

(9) 紙おむつセット

- ・紙おむつセットは、大人用及び小児用紙おむつ、尿取りパッドにより構成し、病衣セット又は病衣タオルセットの利用者がオプションとして利用できること。
- ・大人用及び小児用紙おむつは利用者の身体状況に応じて選択できるよう複数サイズに対応すること。また、利用者の状況により紙おむつからリハビリパンツへの変更や緊急の交換による追加利用にも対応すること。
- ・おむつ交換に必要とする備品類は、当院と協議の上、事業者の負担により用意すること。

(10) 口腔ケア用品

- ・口腔ケア用品は、口腔ジェル、口腔ブラシで構成し、病衣セット又は病衣タオルセットの利用者がオプションとして利用できること。

(11) 入院セットの料金

- ・病衣セット及び病衣タオルセットは、付帯品を含めた料金設定とすること。
- ・紙おむつセット、口腔ケア用品の利用料金は、病衣セット及び病衣タオルセットとは別に定めること。
- ・入院セットの料金は、日額を設定すること。
- ・利用者の負担を軽減する料金設定を提案すること。提案する料金設定には、管理手数料を含めないこと。

(12) 品質の維持・管理

- ・入院セットの構成は、衛生面に十分配慮し、特に病衣やタオル類等は煮沸又は薬剤による消毒のいずれかが施されたものを使用すること。
 - ・リネン類の洗濯業務は、クリーニング業法で規定する医療関連サービスマークを保有している業者等で行うこと。
 - ・商品は、常に清潔に保たれていることを条件として、定期的な細菌検査を実施すること。
 - ・経年劣化したものは更新すること。
 - ・リネン類の品質を維持するため、利用者からクレームがあった場合には、当院と協議の上、改善に努めること。
- (キ) その他
- ・当院との契約後、セット構成及びその利用料金を変更する場合には、当院との協議によること。
 - ・構成は、災害や緊急時においても安定的に供給すること。

6 実施体制及び業務内容

(1) 実施主体

ア 事業者は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間に、一般病床数 400 床以上の病院において、本業務と同種又は類似業務を 2 年以上継続して受託した実績（静岡県内に限らない。）を有すること。

イ 事業者は、財務状況が安定しており、当院の入院セット提供業務を実現可能なこと。

(2) 実施体制等

利用者の利便性を確保するため、臨時の受付・提供が可能で、利用者にとって利用しやすい体制とすること。また、当院職員の負担を軽減し、極力事業者にて実施すること。

ア 業務実施場所

業務実施場所として、以下の場所を貸与する。 ※（ ）内の数字は面積

(7) 受付カウンター：2階 入院セットレンタル受付（4.43 m²）

(4) 在庫保管場所：1階 北側 F S（20.56 m²）、2階 C S 倉庫（7.54 m²）

※従業員の昼食休憩場所は貸付場所として提供できないため、食堂・売店若しくは、3階スタッフコモンズ等を使用すること。

※従業員用の更衣室は貸付場所として提供できないため、2階 C S 倉庫を利用すること。

※従業員の駐車場は、事業者自らが確保すること。

イ 費用負担等

(7) 入院セット提供業務を運営するために必要な場所（受付カウンター、在庫保管場所）は有償での貸与とし、電気設備は無償で貸与するものとする。

(4) 事業者は、以下の費用及び備品等を負担することとする。

- ・物品管理に要する棚等の備品

※保管場所については、施錠ができないため、鍵付の棚を使用することが望ましい。

- ・利用者への説明資料・料金表等

- ・利用契約・日数管理等運営のための備品
- ・システム等を導入及び運用する場合に係る各種費用
- ・履行期間満了又は契約解除に伴う備品等の撤去・当院設備の原状回復費用
- ・貸与品の業務上の毀損・破損に伴う修理・交換の費用

(3) 収支報告

事業者は、入院セットの利用状況について毎月報告するとともに、当院から求めがあった場合、本件に係る収支等について速やかに報告すること。

(4) 貸付料（貸付面積による固定費）及び管理手数料

ア 貸付料

- ・施設の貸付については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号及び島田市行政財産の使用料条例（平成 17 年条例第 55 号）の規定に基づくものとし、事業者からの使用許可申請に基づき当院が使用許可を行う。その他定めのない事項については、原則として当院及び事業者双方協議の上決定する。

<参考>

病院財産に係る使用料：1 平米あたり 23,459 円（令和 6 年度の金額）

受付カウンター（4.43 m²）＋在庫保管庫（20.56 m²＋7.54 m²）＝32.53 m²

行政財産使用料：23,459 円×32.53 m²＝763,122 円（税抜）（小数点以下切上げ）

イ 管理手数料

- ・入院セット提供業務を行うにあたり、管理手数料を徴収するものとする。管理手数料は、1 か月間の利用料売上額（消費税及び地方消費税を含む）に料率（%）を掛けた金額とし、料率は事業者からの提案によるものとする。なお、提案する料率は、小数点第一位までとする。
- ・管理手数料算出にあたり、年間の売上見込額、各種数値の根拠、算出過程及び方法を別途提示し、島田市立総合医療センター入院セット提供業務委託公募型プロポーザル実施要領の「4 施設概要」に記載の入院患者数等を用いて年間の管理手数料見込額を算出し、企画提案書にて当院に提示すること。

(5) 運営日時

- ・当院職員の日勤帯勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分であることを考慮し、事業者の常勤勤務時間の提示をすること。

(6) 運営時間外の対応

- ・夜間、土曜日、日曜日、祝日など運営時間外の対応について、企画提案に含めること。
- ・ゴールデンウィークや年末年始等の長期休暇については、当院と協議の上、3 日以上連続して休業することがないように設定するものとする。
- ・運営時間外の対応について連絡を受けた場合は、速やかに必要な事後対応を取ること。
- ・運営時間外において、不測の事態等に対応できるよう時間外対応責任者及び連絡表等を定め、当院に報告すること。

(7) 人員体制

- ・本仕様書に示す実施体制を確実に履行できる知識と経験を有する業務担当者を必要数確保し、配置すること。業務担当者の服装は、本業務の遂行に適しかつ統一されたものとし、

名札を着装すること。

- ・本業務の運営に関するすべての事案に対応可能な実務経験を有する業務責任者を配置し、週1回以上定期的に病院を訪問し、事業運営に支障がないか確認すること。
- ・業務従事者の労務管理及び健康管理を適切に行い、労働安全衛生法に基づく健康診断を受診させること。

(8) 業務内容

ア 利用案内

- ・入院セットの構成目、利用方法、利用料金、支払方法等について、パンフレット等を作成し、利用者が理解できるよう事業者が分かりやすく説明すること。
- ・病院職員に負担を掛けることのない利用者への説明方法、説明資料等を提案にて示すこと。

イ 申込み・契約・変更・解約に係る受付及び記載時の補助

- ・契約方法は、利用者と事業者の直接契約であるため、利用者が不便のないように対応すること。
- ・専用の申込書を作成し、申込みを受け付け、必要に応じて利用者の申込書の記入を補助すること。
- ・利用者の都合による入院セットの変更（メニュー内容、利用期間等）や解約希望がある場合に、速やかに手続きに応じること。

ウ 利用者の管理方法

- ・利用申込書の管理は、事業者が行うこととする。病棟など受付以外の場所でも、利用者の契約内容をリアルタイムに一覧で確認できる方法について、提案にて示すこと。
- ・事業者は、申込者の利用状況の確認、各種変更（プラン変更、終了、外泊、契約情報など）処理を随時できるようにすること。（タブレット等を使用する場合の通信費は、事業者負担とする。）

エ 入院セットの配布

- ・原則として利用者への物品配付は事業者が行うこと。ただし、夜間、休日など緊急での入院の際は、当院職員が入院セット等を配布し、改めて事業者が病棟にて対象患者の有無を確認すること。対象患者への説明は、事業者が行うものとする。緊急入院等により、患者の同意前に配布した入院セット等において、その後患者からの同意が得られなかった場合は、その日数分は事業者の負担とする。
- ・配布頻度や配布数等について、個々の利用者へ過不足なく配布するための体制を整えるとともに、利用者からの数量に関する要望にも速やかに対応すること。
- ・ワゴン等を含む配付に必要な入院セット等や備品は、事業者が準備すること。

オ 入院セットの保管・補充及び管理

- ・入院セットの利用数量管理は、事業者が行うこと。（当院利用状況を把握するため、利用数の報告を依頼されたら対応すること。）
- ・納品、搬出時の入院セットの一時保管は、当院の指定した場所とする。利用範囲は、当院と協議する。
- ・病棟における入院セットの保管場所は、各病棟と調整を行い確保すること。

- ・入院セットの保管・補充及び在庫管理（病棟保管分を含む）を行い、在庫が常に充足状態であるよう補充すること。

カ 使用済み物品の回収

- ・使用済み物品の回収は、すべて事業者が行うこと。
- ・回収方法は、各病棟への回収ボックスの設置によるほか、各病室を訪問し利用者から直接回収すること。
- ・回収ボックス等を含む回収に必要な備品等については、事業者が準備すること。
- ・回収ボックスの容量を上回る回収があった場合は、回収頻度を増やす等、衛生面を考慮して適切に対応すること。

キ 利用料金の請求及び徴収

- ・利用者への利用料金の請求及び徴収業務は、事業者の責任で行うこと。その方法について、提案にて示すこと。
- ・利用料金に未収金が発生した場合は、事業者の責任において適切に対応すること。
- ・利用料金の徴収にあたっては、盗難や紛失等のリスクを回避するとともに、利便性に配慮した徴収方法とすること。

ク 利用者からの問い合わせ、相談及び苦情対応

- ・利用者からの苦情、問い合わせ等の対応方法について、提案にて示すこと。

ケ 衛生管理

- ・運営にあたり、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに、在庫保管庫の整理整頓に努め、衛生管理について万全を期すこと。

コ その他、上記で示しているもの以外に、利用者サービスの観点から事業者ならではの特色ある取り組みや提案内容があれば提案すること。

(9) 当院との連携

ア 運用開始前に当院職員等への説明会を開催し、円滑に事業が実施できるよう配慮すること。

イ 事業開始後は、当院からの要望を可能な限り反映する等、当院と連携を図りながら実施すること。当院と打ち合わせを実施した場合は、事業者が議事録を作成し、当院に提出し、内容の承諾を受けること。

(10) 運営その他に関する条件

- ・緊急時においても迅速かつ確実な納品が行える体制を確保すること。また、災害時にも入院セットの供給が可能な体制を整備すること。
- ・入院セットの運用中であっても、入院セットの構成内容及び価格等の変更は、当院と協議の上可能とする。ただし、利用者より構成内容の変更の要望等があった場合も含め、運用開始時の価格設定から変更を行う場合、価格の値上げによるサービスの低下を避け、価格維持交渉の努力をすること。
- ・事業者は、常に利用者の意見を聴取しサービスの向上に努め、入院セットの構成内容及び消耗品に関する当院の要望については、誠意をもって対応すること。
- ・利用者が使用する入院セットに関わる事故及び個人情報の流失等に備え、事業者は生産物及び情報漏洩に関する損害賠償保険に加入することが望ましい。

- ・院内での患者サービスの総合的な向上という観点から、院内で事業を実施する事業者との協議、協力の上、業務を行うこと。
- ・利用者との接遇に関しては、サービス業であるとの観点から、日ごろから研修、研究、接遇の向上を心がけ、当院が計画する接遇研修等に必要に応じ参加すること。
- ・事業者は、次期業務期間に業務を継続しない場合は、新規に業務を行う者に対し本業務開始日より支障なく業務を実施できるよう業務の引継ぎを行わなければならない。

7 院内感染対策

- (1) 事業者は、当院の院内感染対策マニュアル内の「感染症罹患患者・感受性者の就業制限時間」（以下「感染症罹患患者規定」という。）で定める感染症罹患患者等が、事業者の従業員に発生した場合、直ちに当院の院内感染対策部署へ所管の担当部署を通じて報告するものとする。
- (2) (1)の従業員について、感染症罹患患者規定に基づく就業制限が必要であると当院が指示した場合は、事業者は直ちに就業制限を行うものとする。
- (3) 事業者は、(2)の就業制限により業務継続に支障をきたさないよう人員補充等の対策を行う。
- (4) 事業者は、業務に従事させる全ての従業員（以下「全従業員」という。）に、感染症の検査を当院の指示により必要に応じて受けさせるものとし、その検査費用を負担するものとする。なお、検査の結果、ワクチン接種が必要であると院内感染対策部署が判断した従業員は、積極的にその接種を受けるものとする。
- (5) 事業者は、当院が年2回実施する院内感染対策の病院職員研修に全従業員を参加させなければならない。ただし、当院が用意した研修素材を用いて事業者がその研修を全従業員に受けさせることもできるものとし、その経費は事業者の負担とする。
- (6) 事業者は、(1)に記載するマニュアルのほか、院内感染対策に関して守るべきルールを当院が病院職員に対し通知した内容について、事業者の責任により全従業員に遵守させなければならない。

8 その他

- (1) 物品の損失、取扱上の過失による損害、その他事業者の責により生じた物品の損害については、当院の責によることが明らかな場合を除き、当院はその責を負わない。
- (2) 業務に際して知り得た個人情報等については、本業務の目的以外での使用を禁止するとともに、事業実施期間中はもとより、期間終了後についても他に漏らしてはならない。
- (3) 事業者が次の各号に該当するときは、当院は無条件に許可を解除することができる。
 - ア 仕様書等に定める義務を履行しないとき。
 - イ 当院の運営に支障があると認めるとき。
- (4) 業務内容については、必要に応じて当院と事業者で協議の上、仕様書の見直しを行うとともに、継続的な業務の質の向上を図るものとする。また、仕様書の見直しに伴い、契約条件の変更が発生した場合においては、契約変更を行うものとする。
- (5) 事業者は、本契約の満了または解除に伴い業務を停止するときは、業務の引継ぎ又は引渡しに十分配慮し、業務運営に支障をきたすことのないようにすること。
- (6) 契約が解除された場合又は契約期間が満了したときは、事業者の負担で当院が指定する期

日までに施設の原状回復を行い変換すること。

- (7) 本仕様書に記載のない事項や詳細な内容については、契約締結の際に両者の協議により決定するものとする。

(別紙1)

入院セット一覧

病衣セット				
品名		使用量の目安	備考	
病衣 (パジャマ・浴衣・介護用つなぎ)		2～7枚/週程度	選択制	
病衣タオルセット				
品名		使用量の目安	備考	
病衣 (パジャマ・浴衣・介護用つなぎ)		2～7枚/週程度	選択制	
バスタオル		2～7枚/週程度		
フェイスタオル		7枚/週程度		
病衣セット・病衣タオルセット付属品 (日用品)				
品名		備考	品名	備考
割りばし			紙コップ	又は吸い飲み
プラスチックスプーン			紙コップホルダー	
歯ブラシ			ボディソープ	
歯磨き粉			シャンプー	
ボックスティッシュ			食事用エプロン	希望者
マスク			うがい受け	希望者
口腔ケア用品				
品名		備考	品名	備考
口腔ケアスポンジ			口腔湿潤ジェル	
紙おむつセット				
品名		使用量の目安	備考	
オンリーワンケア フィッティングテープ		アウター 2～3枚/日程度	容態・希望・体系などに合わせて選択。品名欄に記載のある商品を基準とする。使用頻度に合わせたプランを提示すること。	
オンリーワンケア 前後フリーパンツうす型				
オンリーワンケア からだカーブレギュラー				
オンリーワンケア からだカーブスーパーロング		インナー 4～6枚/日程度		
オンリーワンケア からだカーブアクティブノーマル				
両面吸収パッド さらさらスリム				

※紙おむつは、当院が使用している同等品以上とする。

※おむつ交換に必要とする備品類は、当院と協議の上、事業者が用意すること。

※その他、商品の仕様変更、利用料金の変更等については、事業者決定後も当院と協議の上で変更、追加すること。